

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和6年10月〇日

該当の契約区分に○を付ける

令和6年10月13日執行  
南部町（町長・議会議員一般）選挙  
候補者氏名 南部 太郎

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 （(1)又は(2)に ○をする。）	(1)一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	(2)左に掲げる場合以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社 □□□□ 西伯郡南部町○○●●番地 代表取締役 ○○○○			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
○○○○ 鳥取 500 わ 1234	令和6年10月8日	○○, ○○○円		
○○○○ 鳥取 500 わ 1234	令和6年10月9日	○○, ○○○円		
○○○○ 鳥取 500 わ 1234	令和6年10月10日	○○, ○○○円		
○○○○ 鳥取 500 わ 1234	令和6年10月11日	○○, ○○○円		
○○○○ 鳥取 500 わ 1234	令和6年10月12日	○○, ○○○円		

備考  
1 この証明書は、使用の実績に基づき、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

選挙運動用自動車の車種及びナンバーを記載

選挙運動用自動車として実際に使用した日を記載

選挙運動用自動車本体のみの借用金額（税込）を日ごとに記載

等とは、南部町に支払を請求することはできません。

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円

(2) (1)以外の場合 16,100円

5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが契約された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。

7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、南部町に支払を請求することはできません。